

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第2号

令和8年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年1月28日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 小 川 尋 海

記

- 1 期 日 令和8年2月4日（水）
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場
-

○会 期

令和8年2月4日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1番	吉原正洋	議員	2番	大山嘉代子	議員
3番	中村拡史	議員	4番	山中基充	議員
5番	森田文明	議員	6番	高橋劍二	議員
7番	柴田文子	議員	8番	長谷川清	議員

不応招議員（なし）

令和 8 年第 1 回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程（第 1 号） 令和 8 年 2 月 4 日

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案第 1 号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団会計年度任用職員の報酬等に関する
条例について
- 日程第 6 議案第 2 号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に
関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3 号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関
する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4 号 令和 7 年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算
(第 2 号) について
- 日程第 9 議案第 5 号 令和 8 年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算につい
て
- 日程第 10 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（8名）

1番	吉原正洋	議員	2番	大山嘉代子	議員
3番	中村拡史	議員	4番	山中基充	議員
5番	森田文明	議員	6番	高橋劍二	議員
7番	柴田文子	議員	8番	長谷川清	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

企業長	小川尋海	副企業長	石川清
監査委員	佐藤浩一	事務局長	前原民子
事務局長 事務次長	小林栄	事務局長 事務次長	高橋俊行
総務課長	坂本一史	財務課長	笠木知之
給水課長	山崎利隆	施設課 主席主幹	毛須章久
浄水課長	千葉晋彦		

事務局職員出席者

書記	新堀迅	書記	藤原真吾
書記	吉田真由美		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 山中基充議長 現在の出席議員は8人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長開会の挨拶

- 山中基充議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和8年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には公私ともご多用のところ、全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼を申し上げます。

また、去る10月30日、31日の2日間にわたりましての議員視察研修につきましては、埼玉県企業局大久保浄水場や茨城県企業局霞ヶ浦浄水場における高度浄水処理施設等を視察するとともに、その水源や水質の管理状況、施設整備計画、料金改定等について講義を受けるなど、大変実りある研修ができましたことを重ねて御礼を申し上げます。

さて、令和7年度も残り僅かとなりましたが、当企業団の水道事業におきまして、各種事業、おおむね順調に推移しているようでございます。

これもひとえに議員の皆様をはじめ関係各位のご尽力のたまものと感謝を申し上げ、今後におきましても、ご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、本日提出された議案は5件、一般質問は1名の議員さんから通告がありました。

何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てが終了できますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶といたします。



◎企業長の挨拶

- 山中基充議長 企業長から発言を求められておりますので、これを許します。

小川企業長。

- 小川尋海企業長 議員の皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、今定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、令和8年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。当面する重要案件につきましてご審議いただきますことは、当企業団の発展のために誠にありがたく、厚く御礼を申し上げます。

去る11月26日に行われました鶴ヶ島市議会定例会におきまして、このたび水道企業団議会議員にご当選されました高橋剣二議員さんには心よりお喜びを申し上げます。

今水道議会は、私にとりまして企業長就任後の初めての議会ということになりますが、令和5年5月から令和7年10月までの2年5か月、当企業団議員として務めさせていただきました。今後は、この時の経験も生かし、企業長という立場に立って、水道事業発展のため尽力してまいり所存でございます。

さて、当企業団では、この半世紀の間、急激に増え続ける人口に対応し、坂戸市並びに鶴ヶ島市の全域にわたり水道の普及を推進してまいりました。しかし、現在は、その投資した多くの水道施設が老朽化し、管路経年化率が年々上昇している中、今後も多額の費用をかけて水道施設の更新及び耐震化を推進していく必要があります。

一方、当企業団が受水している埼玉県企業局の県水において、令和8年4月1日から21%の料金値上げ改定や給水人口の減少及び節水機器の普及による水需要の低迷に伴う水道料金収入の減収が見込まれております。

こうした厳しい状況の中、水道施設の耐震化及び財政収支の見通しを検討し、経営基盤の強化を図り、将来にわたり健全な経営を持続させていくことが重要であり、現在水道料金審議会において適正な水道料金をご審議いただいているところでございます。

今後におきましても市民の皆様が安心して暮らせるよう、水道事業の進展と安定経営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、今後とも水道事業に格別のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます、開会並びに企業長就任の挨拶といたします。



◎仮議席の指定

○山中基充議長 この際、議事進行上、去る11月26日の鶴ヶ島市議会において坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員に当選されました高橋剣二議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◇

◎諸報告

- 山中基充議長 次に、今定例会の議事日程及び出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎諸般の報告

- 山中基充議長 日程第1、諸般の報告を行います。

去る10月26日に執行された鶴ヶ島市長選挙において、当時水道議員であった小川企業長の立候補に伴い、当企業団議会議員に欠員が生じたことから、坂戸、鶴ヶ島水道企業団規約第5条第3項の規定により、補欠選挙の結果、令和7年11月26日付で高橋剣二議員が選出されましたことをここにご報告申し上げます。

新たに選出された高橋剣二議員におかれましては、同規約第6条第2項の規定に基づき、前任者の在任期間をご活躍いただくわけでございますので、よろしく願いいたします。

また、監査委員から、定例監査の結果及び例月出納検査の結果について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

◇

◎議席の指定

- 山中基充議長 日程第2、議席の指定を行います。

今回当企業団議会議員に当選されました高橋剣二議員の議席を、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会会議規則第4条第2項の規定により、議長において、6番といたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

- 山中基充議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、

6 番 高 橋 剣 二 議 員

7 番 柴 田 文 子 議 員

を指名いたします。



◎会期の決定

○山中基充議長 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。



◎議案の朗読省略

○山中基充議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第5、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団会計年度任用職員の報酬等に関する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

小川企業長。

○小川尋海企業長 ただいま議題となっております議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団会計年度任用職員の報酬等に関する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の規定に基づき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第5、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団会計年度任用職員の報酬等に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第6、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

小川企業長。

○小川尋海企業長 ただいま議題となっております議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、現下の社会経済情勢等諸般の事情を勘案し、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員並びに企業長等の期末手当の額を改定するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

8番、長谷川清議員。

○8番 長谷川 清議員 8番、長谷川でございます。議案第2号につきまして質疑をさせていただきます。

本議案は、今ご説明というか、あったとおり、議員と企業長等の期末手当の0.05か月を値上げするというこの議案になると思います。人事院勧告を広い意味で準拠してという形で行われるものでありますので、内容自身は特に問題があると思っていないのですが、その一方で、今回企業長が就任されて初めての議会の中で、鶴ヶ島の市長という立場において、12月議会において、市長の鶴ヶ島市の経営方針の柱を4本ほどお話をされた中に、コストカット、効率性というようなお話をされておられました。

これは、必要な政策をやっていく上で、厳しい財政状況の中で政策の財源を確保していくという趣旨かなと思ってお聞きしていたわけですが、この考えをこの水道企業団経営に当てはめていくと、同じことが言えるのかなと。特にこの後一般質問で森田議員さんが、市長の水道企業団に関わるような部分の一般質問をされますが、当企業団も耐震化の前倒し等々には、これからもかなりの財源が必要になってくるというのが見込める中で、コストカット、効率性ということを考えて、それと今回のこの議案が、金額的には少ない金額の値上げかもしれませんが、それと矛盾してくるのではないかと私は考えまして、今回初めての議会ということもあって、企業長としての経営方針と、そういったお考えの中で、この議案がどう位置づいてくるのかという部分について質疑をさせていただきたいと思います。

○山中基充議長 小川企業長。

○小川尋海企業長 長谷川議員のご質疑にお答えいたします。

給与カットにつきましては、私の鶴ヶ島市長の公約として市長給与50%カットを掲げましたが、一部事務組合においては公約に給与カットは掲げておらず、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○山中基充議長 長谷川議員。

○8番 長谷川 清議員 分かりました。そういうお考えだということで承ったのですが、

今の質疑としては、水道企業団経営というお立場でこの議案をどうお考えになりますかという部分でもお聞きをさせていただいたので、その部分についても触れていただくようなことが、何しろ我々が今聞いておくべきことがあるようでしたら、ご説明をお願いしたいと思います。

○山中基充議長 小川企業長。

○小川尋海企業長 長谷川議員のご質疑にお答えいたします。

企業長の給与に関しましては、長谷川議員さんのおっしゃるとおり、仮にでは50%カットしたところ、金額としては数万円程度、年間で数万円程度と非常に小さな削減になるかなというふうに思います。長谷川議員さんとしましては、恐らく小さな削減でも、できればしっかり削減したほうがよいのではないかなというふうなご提案だったかというふうに認識しております。私としまして、そういった削減により、新たな事業にそれを充てることができるなどということであれば、必要なかなというふうにも考えますけれども、一部事務組合という企業体の性質上、なかなか私一人の判断で給与を削減するとしたことが、他自治体の議員さんであったりとか、副企業長に対して、その影響が波及するといった問題も生じ得ると考えております。

そのため、私としましては、議員、また執行部、企業団側の意見を勘案しまして、現時点では給与のカットについては考えていないというのが私の考えであります。

以上です。

○山中基充議長 長谷川議員。

○8番 長谷川 清議員 企業長のほうからご説明をいただいて、私のほうの真意は伝わっていないのかなと思ったのですが、私は削減がいいとは申しておりません。要するに経営の理念と出されてくる議案、これは手法ですね、理念と手法が違っていると、矛盾ですね、矛盾があると疑念が生じてしまう、ないしはその御旗で経営方針を示して、それに職員さんも含めて、市民の皆さんが理解していく上で、矛盾が生じることによって、不信、不安ということが生じると困るので、そのお考えについてお聞きしたままであって、金額の多い少ないではないですが、決められた報酬というのは対価として公正な部分であるとは考えておりますが、その一方で、経営の方針、お考えとこれが矛盾することがないようにとお聞きしたままでありますので、最後ですが、その辺をちょっと誤解をされていらっしゃるかなと思いましたので、ご指摘を申し上げて、何かございましたらご答弁をいただきまして、終了させていただきたいと思っております。

○山中基充議長 小川企業長。

○小川尋海企業長 長谷川議員のご質疑にお答えいたします。

コストカット、企業の経営に関しては、主にコストカットについては、恐らくこれまで水道企業団として提供していたサービスを何か例えば削減しなくてははいけない。今まで提供できていたものを提供できなくなってしまう可能性がある。その代わりに、そのコストカットによって浮いた分を、例えばですけれども、耐震化のほうに回して、耐震化を少し前倒しにするといったものが、経営方針としては考え得るというふうに考えております。

長谷川議員さんがおっしゃったとおり、金額の大きさとかは、私としても、金額が小さいからやらないとかというつもりはございませんが、やはり削減の効果と、それに対する労力などを様々勘案させていただいて、今後コストカットについては研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○山中基充議長 ほかに。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第6、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第7、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

小川企業長。

○小川尋海企業長 ただいま議題となっております議案第3号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の規定に基づき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団会計年度任用職員の関係条例について、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第7、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第8、議案第4号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

小川企業長。

○小川尋海企業長 ただいま議題となっております議案第4号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

初めに、補正予算第2条に定める業務の予定量につきまして、国庫補助制度を最大限に活用するべく、令和8年度に交付申請を予定していた事業の一部を令和7年度第1次補正分として申請することとし、令和7年度予定事業の追加を行うため、主要な建設事業において3億108万2,000円の増額補正を行い、当該事業の合計を17億7,919万6,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算第3条に定める収益的収入及び支出につきまして、人事院勧告による給与改定や人事異動等に伴い、水道事業収益全体において2,014万5,000円の増額補正を行い、収入の合計を35億1,004万6,000円とし、また水道事業費用全体において1,719万9,000円の増額補正を行い、支出の合計を34億4,602万1,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算第4条に定める資本的収入及び資本的支出につきましては、予定事業の追加や、これに伴う企業債及び国庫補助金の増額等に伴い、収入においては2億3,793万1,000円の増額補正を行い、合計を11億7,823万3,000円とし、支出においては3億785万2,000円の増額補正を行い、合計を20億6,496万6,000円とし、その結果、収入が支出に対し不足する額8億8,673万3,000円につきましては、補正予算第4条に記載のとおり補填しようとするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第8、議案第4号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第9、議案第5号 令和8年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

小川企業長。

○小川尋海企業長 ただいま議題となっております議案第5号 令和8年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

初めに、予算第2条に定める業務の予定量につきましては、給水人口を16万8,400人、年間総配水量を1,894万9,832立方メートルといたしました。

主な建設事業といたしましては、幹線管路更新事業及び老朽管更新・耐震化事業に引き続き取り組むものでございます。

次に、予算第3条に定める収益的収入並びに支出につきましては、収入は水道事業収益の総額で36億775万2,000円、支出は水道事業費用の総額を36億9,465万5,000円としようとするものでございます。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び支出につきましては、収入は企業債の借入れなどにより10億512万8,000円、支出は配水本管布設替工事など18億901万1,000円を計上し、不足する額8億388万3,000円につきましては、予算第4条の記載のとおり補填しようとするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

2番、大山嘉代子議員。

○2番 大山嘉代子議員 2番、大山嘉代子です。ただいま議題となっております議案第5号 令和8年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について質疑を行います。

2点質疑いたします。1点目として、議案第5号資料、令和8年度当初予算概要3ページのⅡ、業務の予定量の(3)、有収率について伺います。

2点目として、同じく当初予算概要3、4ページのⅢ、予算額の1、収益的収入及び支出、(1)、収入、1、水道事業収益、1、営業収益、3、その他の営業収益に計上されております水道利用加入金について伺います。

質疑1点目、有収率についてですが、令和7年度は92.39%、令和8年度は91.47%と
なっていますが、令和8年度の積算根拠について伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 大山議員のご質疑にお答えいたします。

令和8年度の有収率の積算根拠につきましては、令和5年度と令和6年度の実績値と
令和7年度の推計値、この3つの値を平均し算出しております。

以上でございます。

○山中基充議長 2番、大山議員。

○2番 大山嘉代子議員 それでは、5年間の有収率の推移について伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

有収率の推移につきましては、決算値で申し上げます。令和2年度が92.17%、令和
3年度が91.89%、令和4年度が92.72%、令和5年度が92.35%、令和6年度が91.56%
でございました。

以上でございます。

○山中基充議長 2番、大山議員。

○2番 大山嘉代子議員 有収率向上のために、令和8年度の対策について伺います。

○山中基充議長 毛須施設課主席主幹。

○毛須章久施設課主席主幹 お答えいたします。

有収率向上のためには、漏水の早期発見・修繕が重要であることから、当企業団では、
効率的な漏水調査を計画的に実施しているところでございます。

当企業団の漏水調査は、調査ブロックを5ブロックに編成し、5年で1巡する定期調
査区域と、過去の漏水修繕の実績から漏水率の高い区域を選出した重点調査区域で調査
を実施しています。

これまでの漏水調査では、定期調査区域と重点調査区域の全区域において戸別音聴調
査を実施し、路線音聴調査につきましては、定期調査区域内に布設された口径200ミリ
メートル以上の配水管を対象として実施してまいりました。

令和8年度の対策といたしましては、これまでの戸別音聴調査を実施するとともに、
路面音聴調査につきましては、対象区域を調査区域全域とし、布設後50年以上経過した
口径75ミリメートル以上の漏水発生の可能性の高い配水管を抽出して調査を実施し、有
収率の向上を図るものでございます。

以上でございます。

○山中基充議長 2番、大山議員。

○2番 大山嘉代子議員 2点目、水道利用加入金についてですけれども、4ページの説明欄、水道利用加入金の741件の見積り根拠について伺います。

○山中基充議長 山崎給水課長。

○山崎利隆給水課長 お答えいたします。

水道利用加入金の算出根拠につきましては、令和4年度から6年度の3年間の実績件数の平均となっております。ただし、令和5年度につきましては、大型マンション1棟で、口径20ミリメートル、115件の竣工がございましたので、この大型開発分については除外して積算をしております。

以上でございます。

○山中基充議長 2番、大山議員。

○2番 大山嘉代子議員 それでは、主な開発計画などがあるのか伺います。

○山中基充議長 山崎給水課長。

○山崎利隆給水課長 お答えいたします。

令和8年度につきましては、竣工の見込みのある大型開発案件の予定はございません。

以上でございます。

○山中基充議長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第9、議案第5号 令和8年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○山中基充議長 日程第10、一般質問を行います。

通告者は1名であります。なお、質問時間については、「議会運営についての申し合わせ事項」により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意を願います。

発言を許可します。

5番、森田文明議員。

○5番 森田文明議員 5番、森田文明です。ただいまから通告に従いまして、一問一答方式により一般質問を行います。

通告した質問は1点、企業長の経営方針についてであります。水道は、市民生活に直結し、市民の命と健康を守るために欠くことのできないものであり、当企業団は水道事業者として、管内両市民に安全・安心な水を豊富に、低価格で供給するための施設整備と適正管理などの基盤強化を行い、水道事業の適正かつ合理的な運営を行っていかねばならない責務があると考えます。

しかしながら、当企業団を取り巻く現状は、給水戸数は増加しているものの、人口減少に伴い、給水人口は減少しており、1世帯当たりの使用水量は、核家族化や節水機器の普及等も相まって減少していることを受け、給水収益は減少し、令和6年度決算における営業収支は2億2,171万円余りの赤字、また純利益も前年度比1億4,751万円余り減少し、約6,297万円の黒字へと黒字幅が縮小し、料金回収率についても前年度比約4%減の95.25%となるなど、経営状況は悪化しており、さらに今後は、経年劣化した老朽水道管の更新、大規模地震に備えての水道管の耐震化促進、そして来年度から実施される県水料金の21%の引上げなど、当企業団の経営状況は一層厳しさを増すものと考えます。

こうした厳しい経営状況の中、新たに小川企業長が就任されました。小川企業長におかれては、鶴ヶ島市市長選挙時において、選挙運動用ビラ、「市長としての公約」の中で、当企業団の経営に関わる事項を公約として掲げております。そこで、公約として掲げた3つの項目について伺います。

1点目、「水道水で虫歯を半分に減らす」について。

2点目、「水道管の耐震化計画の前倒し」について。

3点目、「上水道事業の不採算事業の中止」について。

以上3点をお伺いして1回目の質問といたします。

○山中基充議長 小川企業長。

○小川尋海企業長 質問事項、企業長の経営方針についての(1)、(2)、(3)につきまして順次お答えいたします。

(1)についてお答えします。現代医学で虫歯予防に科学的根拠が証明されているのは、フッ化物のみです。現状でも、市販されている歯磨き粉にフッ化物の一種であるフッ化ナトリウムが含まれております。しかしながら、フッ化ナトリウムが含まれる歯磨き粉は、そうではないものと比較して高価ですから、フッ化ナトリウムの有効性を知らない方は、虫歯予防効果のない歯磨きをしています。

今回私が公約に入れた「水道水で虫歯を半分に減らす」というのは、このフッ化ナトリウムの濃度を水道水で調整することで、虫歯予防効果があり、なおかつ人体に害がない範囲で行う予防方法です。各先進国で実施されており、おおむね虫歯の発生を半分に減らすことができます。これを実現できないかと考えております。

続きまして、(2)についてお答えします。当企業団では、平成30年度から令和14年度までの15年間の計画期間とする坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業基本計画に基づき、水道事業を進めております。現在、基本計画をはじめとした各種計画の見直しや、算定期間を令和9年度から14年度の6か年とした総括原価の算出及び水道料金の算定作業を行っています。

その料金算定期間に見込んだ管路の耐震化工事は、管路更新率が年度平均0.91%、距離にして約36キロメートルを耐震管に入れ替える計画となっております。しかしながら、防災の観点から耐震化計画の前倒しは必要であると考えております。

一方、この6か年の管路耐震化に関わる事業費といたしましては約87億8,000万円を見込んでおり、耐震化事業には多大な費用を要します。そのため、可能な限り経費を削減し、事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、(3)についてお答えいたします。当企業団では、水質検査全項目を自主検査しております。埼玉県内で全項目を自主検査しているのは、給水人口約135万人のさいたま市と約17万人の当企業団となります。人口規模が10倍近く異なる水道事業者と同等の検査体制を有しており、見直しにより民間検査機関に委託した場合、休日夜間の営業時間外や緊急時における対応を考慮しない条件下ではありますが、年間約2,000万円の経費が削減可能と見込んでいます。

議員のおっしゃるとおり、水道事業の経営は非常に厳しい状況下であることから、不採算事業の対象と考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田文明議員。

○5番 森田文明議員 一通りご答弁をいただきましたので、これより一問一答方式により質問させていただきます。

初めに、公約として出された、私が1点目に申しました(1)ということで、(1)の「水道水で虫歯を半分に減らす」についてであります。答弁では、「水道水で虫歯を半分に減らす」ために、虫歯予防に科学的根拠が証明されているフッ化ナトリウムを、人体に害がない濃度で水道水に添加する取組を実現できないかとのことであります。

初めに伺いますが、この公約に関しては、鶴ヶ島市長選挙時において、市長としての公約として鶴ヶ島市民に示されたわけでありましたが、市長選において示されたこの公約については、そのまま小川企業長としての公約と理解してよろしいのか伺います。

○山中基充議長 小川企業長。

○小川尋海企業長 お答えいたします。

去る令和7年11月5日に開催された正副企業長選任協議にて企業長に選任されましたので、企業長としての公約として、坂戸市長である石川副企業長及び水道企業団議会議員の皆様と協力し、合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 企業長としての公約であるということで理解いたしました。

では、質問ですが、このフッ素の化合物であるフッ化ナトリウムが虫歯予防に科学的根拠が証明されているとのご答弁でありましたが、どのようにこれが証明されているのか伺います。

○山中基充議長 高橋事務局次長。

○高橋俊行事務局次長 お答えいたします。

フッ化物の虫歯予防に対する効果につきましては、1969年に行われたWHOの第22回世界保健総会における決議の中で、数か国における研究で、飲料水中に適量のフッ化物が含まれる場合には、虫歯の罹患度が著しく低いことが示されております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 科学的根拠は、WHO世界保健機関の保健総会における決議の中で示されているということであります。

では、次の質問ですが、フッ化ナトリウムを人体に害がない濃度で水道水に添加するとのことですが、その人体に害がない濃度とはどのような濃度なのか伺います。

○山中基充議長 高橋事務局次長。

○高橋俊行事務局次長 お答えいたします。

水道法で定める水質基準において、フッ素及びその化合物につきましては、水質基準値が1リットル当たり0.8ミリグラム以下と規定されております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 人体に害がない濃度とは、1リットル当たり0.8ミリグラム以下とのお答えです。

では、水道水にフッ化ナトリウムを添加することによって、虫歯の予防に効果が得られることは理解いたしましたが、では一方で、このフッ化ナトリウムを水道水に添加することで考えられる健康被害、リスクについて伺います。

○山中基充議長 高橋事務局次長。

○高橋俊行事務局次長 お答えいたします。

健康被害につきましては、斑状歯や骨へのフッ素沈着等のリスクがあると言われております。そのため、現在の水道水の水質基準を定める際、国の専門委員会で水質基準の見直しが検討された中で、当該リスクを考慮してフッ素の基準値が定められた経緯がございます。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 効果がある一方で、そういったリスクもあるということは理解いたしました。

では次に、水道水へのフッ化ナトリウムの添加方法について伺いますが、具体的にどのような方法で水道水に添加するのか伺います。

○山中基充議長 高橋事務局次長。

○高橋俊行事務局次長 お答えいたします。

水道水に添加する方法といたしましては、フッ化ナトリウム粉末を水道水で溶かし、その水溶液を水道水中に注入する方法が考えられます。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 添加方法については、フッ化ナトリウム粉末を水で溶かして、その水溶液を水道水に注入するとのことでもあります。

先ほどの答弁で、各先進国で実施されているとのことではありますが、では具体的に実

施されている国について伺います。

○山中基充議長 高橋事務局次長。

○高橋俊行事務局次長 お答えいたします。

実施されている国につきましては、厚生労働省のホームページによれば、アメリカをはじめオーストラリア、アイルランド、ニュージーランド、シンガポール、イギリスなどの国々が導入していると紹介されております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 アメリカ、オーストラリア、イギリス、シンガポール等の国で水道水に添加しているとのことですが、私のほうで調べたところでは、ヨーロッパのドイツとEU諸国では、ほとんどが実施されていないようです。これは、国によって賛否が分かれている、そういったようであります。その背景には、水道水にフッ化ナトリウムを添加することで、虫歯を予防し、生涯にわたる口腔保健を向上させる効果が得られる。その一方で、添加することにより、歯のフッ素症や骨粗鬆症等、健康に害をもたらす、その害は添加して得られる恩恵より大きいこと、あるいは添加することは個人の摂取する物質の選択を奪う集団投薬であるといった主張など、様々な意見があるようであります。

次の質問に移りますが、現在、日本国内で水道水にフッ化ナトリウムを添加している水道事業者があるのかどうか、その状況について伺います。

○山中基充議長 高橋事務局次長。

○高橋俊行事務局次長 お答えいたします。

現在、日本国内において水道水にフッ化物を添加している水道事業者はございません。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 現在、日本国内で水道水にフッ化ナトリウムを添加している水道事業者はないとのことあります。

では、過去において、国内で実施された事例があるのかどうか伺います。

○山中基充議長 高橋事務局次長。

○高橋俊行事務局次長 お答えいたします。

過去においては、京都府や三重県の一部地域で、時限的、限定的に実施された事例がございましたが、現在はいずれも中止となっております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 過去においては、京都や三重県の一部地域で、試験的、限定的に実施されたけれども、現在は中止されているということでもあります。

本企業団管内には、総延長約654キロメートルの管路が布設されているわけでありま
す。仮にこの管路内にフッ化ナトリウムを添加し、濃度を一定に保ちながら、全て循環
・供給するとした場合、そのための設備投資に要する費用はどの程度になるのか伺いま
す。

○山中基充議長 高橋事務局次長。

○高橋俊行事務局次長 お答えいたします。

設備投資の初期費用につきましては、日本国内での実績がないことから、当企業団に
おいて、ご質問で付された条件を満たせる設備の全体像についての明確な確認ができず、
算出することはできません。しかしながら、浄・配水場への設備の建設費に加え、設置
スペースの問題から土地購入が必要であると思われるなど、導入に当たっては多額の費
用を要することが想定されます。

また、投資後の運用によって生じる維持管理費や薬品費等のランニングコストにつき
ましては、横須賀の米軍基地内の居住区において行われている例を参考に、当企業団の
規模に合わせて試算を行いました結果、概算ではございますが、年間約39億円の費用が
見込まれる結果となりました。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 これまで様々な質問をさせていただきました。世界各国でも水道
水にフッ化ナトリウムを添加することについては、安全性や効果について賛成・反対の
両論があって、対応が分かれています。そして、日本国内においても、同様の理由もあり、
実施している水道事業者は現在存在していないわけでもあります。仮にこれを実施するに
しても、多大な費用を要し、検査体制も必要となるのは明らかであります。

我が国においては、フッ化ナトリウム配合歯磨き粉の普及等によって、水道水にフッ
化ナトリウムを添加しなくても、国民の虫歯が大幅に減少している状況にあるわけで、
今後においても、行政によって、歯科口腔保健事業の一層の推進を図ることによって、
虫歯は減らせるものと私は考えます。何よりも水道水にフッ化ナトリウムを添加するこ
とは、水道受給者個人の摂取する物質の選択を奪うこととなり、当企業団管内16万人余
の受給者の理解・合意を得ることは困難ではないかと考えますが、改めてこのフッ化ナ
トリウムの添加について、企業長の見解を伺います。

○山中基充議長 小川企業長。

○小川尋海企業長 お答えいたします。

今回一般質問で森田議員さんから貴重な機会をいただきましたので、私の考えを整理させて述べさせていただきます。

まず、フッ化物の安全性及び有効性については、既に安全かつ有効であるという結論が出ているというふうに認識しております。これは、厚生労働省のホームページにもフッ化物の安全性と有効性については記載があり、私としてもこれと同様に認識しております。

フッ化物が虫歯予防に適用されて70年余りが経過しております。この70年の間に、フッ化物の安全性及び有効性について度々疑義が生じておりました。そのたびに科学者は、フッ化物の安全性及び有効性について検証をし、やはりフッ化物は安全で有効であるという結論を出していたというふうに認識しております。

しかしながら、アカデミアのこうした疑義が生じたときに、それを再検証するという姿勢自体は大変すばらしいものですが、その疑義が生じて、それを再検証する、その過程を見る人の中には、まるでフッ化物の安全性や有効性に関して賛否両論であるというふうに誤った認識をしてしまう場合がございます。しかしながら、歴史を振り返ると、この70年間、フッ化物の安全性及び有効性につきましては繰り返し検証されており、やはり安全かつ有効であるというのがアカデミアの一般的な認識であるというふうに理解しております。

また、坂戸、鶴ヶ島水道企業団でこうした高度で専門的なものを議論する知識はないわけですから、こうした安全性や有効性については、やはりアカデミアで検証されるべきというふうに認識しております。ですから、私としましては、基本的には国や国際機関に準拠するというふうな考えであります。

それでは、フッ化物の安全性や有効性についての議論は、この水道を理解する必要はなく、何を議論すべきなのか、これについて我々が行うべきことは、市民から集めたお金を使って水道水で虫歯予防をするべきなのか、これに尽きると考えています。

例えばですけれども、水道水には塩素が含まれています。水道水に塩素が含まれているのは、100年前から実行されています。これは、水道水による感染症を予防する目的で添加されています。感染症に弱い乳幼児や高齢者の死亡を減らすという目的で、水道水には塩素が添加されております。そのため、現在の日本でこの水道水に塩素を添加しないでほしい、塩素を摂取しない権利が欲しいという方も一定数いらっしゃるというふうに理解しておりますが、やはり感染症の予防という観点からすると、水道水に塩素

を入れるのは適切だというふうに認識しております。

一方で、フッ化ナトリウムにつきましては、水道水で虫歯を予防するというようなアイデアであります。これについては、やはり議論が分かれるというふうに認識しております。私としましては、市民から集めたお金を使って虫歯が予防できるならば、それをしたほうがよいのではないかという考えですが、人によっては、それは自己責任だから、やる必要がないのではないか。歯磨き粉で予防ができるのだから、それでよいのではないかという、やはりこれについては、人によって議論が分かれることだというふうに認識をしております。ですから、やはり我々の行うべきことは、市民から集めたお金を使って水道水で虫歯の予防をすべきなのかに尽きるというふうに認識しております。

最後に、水道水にフッ化物を添加する取組につきましては、安全性と虫歯予防の効果においては認められておりますが、虫歯予防の費用を皆様の水道料金で賄うべきなのか議論を深めたいと考えております。

今後、坂戸、鶴ヶ島両市民のご理解と設備費用等の様々な課題も含め、総合的に研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 企業長の熱の籠もった答弁をいただきました。私は、この一般質問を行う際に、水道水にフッ化ナトリウムを添加することについて、それほど多くありませんけれども、受給者たる市民の方に伺いました。これは、誰も賛同する者はいなかったというのは事実であります。

今小学生も水筒を持っていっています。果たしてあの中に水道水が入っているのかどうかということも重ねて疑問に思っています。そういった中でのこの費用も、それから理解も得られるかどうか分からない、こういったのについては今後よく研究いただく必要があると思います。

次に、(2)、2点目になりますが、「水道管の耐震化計画の前倒し」について伺ってまいります。答弁では、防災の視点から、耐震化計画の前倒しは必要であると考えている。耐震化事業には多大な費用を要するが、可能な限り経費を削減し、事業を進めてまいりたいとの答弁であります。

昨年12月に国の有識者会議が、30年以内に70%程度の確率で起きるとされる首都直下地震について、新たな被害想定を公表しました。その中で、マグニチュード7級の地震が起きると、最悪の場合、死者が1万8,000人、経済被害は約83兆円と推計し、ライフライン関係では、1都8県で断水が全体の29%、1,381万人に影響が出るものと想定をし

ています。こうした切迫している首都直下地震等の大規模災害の発生に備えて、水道管の耐震化を進める必要性については、私も企業長と全く同じ思いで強く感じております。

導水管や送水管などといった基幹管路と呼ばれる水道管の耐震適合率について、国では、2028年度までに基幹管路の耐震適合率を60%以上に引上げる目標を掲げ、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、2025年度までに基幹管路の耐震適合率を54%にすることを推進しています。

質問ですが、当企業団の令和6年度末における基幹管路の耐震適合率についてでございます。

○山中基充議長 高橋事務局次長。

○高橋俊行事務局次長 お答えいたします。

令和6年度末における基幹管路の耐震適合率は46.4%となっております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 国の目標54%に対して、当企業団の耐震適合率は46.4%であるとのことであります。

水道管の耐震化事業に関しては、多額の事業費を要することから、この事業費に対して国からの交付金制度があるわけでありまして。令和6年度において当企業団が実施した耐震化事業に対し、国から生活基盤施設耐震化等交付金として8,076万2,000円を受け入れておりますが、この交付された金額は、実施した事業費全体の何割程度なのか伺います。

○山中基充議長 高橋事務局次長。

○高橋俊行事務局次長 お答えいたします。

交付金対象となる幹線管路の当年度事業費全体に対しては、11.0%となっております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 国の生活基盤施設耐震化等交付金、これの交付率は事業費全体の僅か11%とのことであります。

では、過去5年において、当企業団で実施した耐震化事業に対しての国からの生活基盤施設耐震化等交付金、この平均交付率について伺います。

○山中基充議長 高橋事務局次長。

○高橋俊行事務局次長 お答えいたします。

交付金対象となる幹線管路の過去5年間の事業費全体に対しては、14.6%となっております。

ります。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 国からの交付金は、過去5年間平均で事業費全体の14.6%であるとのことであります。

1回目の答弁で、現在基本計画をはじめとした各種計画の見直しや令和9年度から14年度の6か年を算定期間とした総括原価の算出及び水道料金の算定作業を行っていて、その料金算定期間に見込む管路耐震化工事は、更新率を年度平均0.91%、距離にして36キロメートル、事業費は約87億8,000万円を見込んでいるとの答弁でありました。

この令和9年度から6か年で約87億8,000万円を投じて管路約36キロメートルの耐震化を図る計画とのことですが、事業費の約87億8,000万円に対しての国からの交付金、これまでの交付実績からして、多めに見積もって約2割と見込んでも、残り8割、約70億円程度の自主財源、つまり料金収入で賄わなくてはならないわけであります。計画を前倒しして実施する必要性は理解いたしますが、耐震化に要する多大な事業費の財源を確保するためには、大幅な水道料金の引上げなど、管内受給者に相当にご負担をお願いしなければならないこととなるわけであります。厳しい経営状況にある当企業団として取り組むべきことは、水道事業者として管内受給者の負担に配慮しながら、計画的に施設整備等基盤の強化を着実に図り、安定した経営を行っていくことが求められていると考えますが、企業長の見解を伺います。

○山中基充議長 小川企業長。

○小川尋海企業長 お答えいたします。

当企業団の経営状況については、議員ご指摘のとおり、厳しい状況にあることは私も同じ認識であります。現在、令和9年度から14年度の6年間を料金算定期間として、水道料金審議会へ適正な水道料金について諮問をしているところでございますが、今後審議会からの答申を尊重しながら、持続可能な水道事業を図る中で、大地震の発生に備えての耐震化の促進についても検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 次に、(3)、3点目であります。「上水道事業の不採算事業の中止」についてに関して伺ってまいります。

小川企業長が公約で示した不採算事業とは、先ほど答弁にありましたが、現在当企業団が自前で行っている水質検査体制を、これを不採算事業として捉え、これを中止して

民間検査機関に委託すべきとのことでもあります。私は、先ほど述べましたように、令和6年度決算においての料金回収率が95.25%となっている現状からして、当企業団の水道事業そのものがもう不採算事業になっているという認識であります。

質問に入りますが、まず初めに現在当企業団で実施している水質検査の実施状況について伺います。

○山中基充議長 高橋事務局次長。

○高橋俊行事務局次長 お答えいたします。

当企業団では、水道法第20条に規定される「水道事業者は水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない」という基本原則に基づき、発足当初から水質検査室を整備し、水質基準の大幅な改正時には、国庫補助金も最大限活用しつつ、水質基準全項目について自主検査を実施しております。また、共同水質検査体制における連携に関する協定に基づき、近隣1市3町の水質検査を受託するなど、構成市である坂戸市や鶴ヶ島市を含む6事業体に及ぶ広域的な水質検査を実施しております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 当企業団では、協定に基づく近隣1市3町、これも含め、水質基準の全項目について自主検査を実施しているとのことでもあります。本年4月から、水質基準項目、現在51だと思っておりますが、現在社会問題となっている有機フッ素化合物P F A S、これが新たに検査項目に追加されるなど、水質検査の重要性がますます高まっていると認識しております。

確認をさせていただきますが、現在当企業団で実施している水質検査体制について、24時間、365日この水質事故等に対応できる体制にあると理解してよいのか伺います。

○山中基充議長 高橋事務局次長。

○高橋俊行事務局次長 お答えいたします。

議員お見込みのとおりでございます。当企業団では、専門知識を有する職員から構成される水質担当を有しており、営業時間外においても水質事故等に迅速に機動的対応が取れる体制を整えております。

休日夜間対応した事案は、県水に影響した水質事故等で、過去15年間に延べ9日、それ以外の事案で延べ4日ございます。おおむね年に1回は対応が必要でございました。

なお、埼玉県とは有事の際の水質検査を相互に補完する協定を締結しており、有事の際における機動的な水質検査を埼玉県と連携して行う体制が敷かれております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 当企業団では、専門知識を有する職員で構成する水質担当を設けて、24時間、365日水質事故等に、迅速に機動的対応が取れる体制を整えている。そして、埼玉県とも協定を結んでいる、そういったことであります。

次の質問ですけれども、埼玉県内で全項目を自主検査しているのは、答弁によると、さいたま市と当企業団だけであるとのことでもあります。では、民間検査機関に水質検査を委託している他の県内水道事業者から、水質事故が発生したが、民間検査機関では対応できないとのことで、当企業団に対して緊急に水質検査をしてもらえないか、こういった要請を受けた事例があるのか伺います。

○山中基充議長 高橋事務局次長。

○高橋俊行事務局次長 お答えいたします。

直近の事例では、令和7年11月、鴻巣市において水質事故が発生した際、民間検査機関による緊急対応が困難であったことから、当企業団に対し水質検査の緊急依頼があり、対応に当たっております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 昨年11月に鴻巣市においての水質事故が発生した際に、そういった依頼が来たと、対応したということでもあります。

1回目の答弁で、休日夜間の営業時間外や緊急時における対応を考慮しない条件で、民間検査機関に委託した場合に、年間約2,000万円の経費が削減可能と見込んでいるとの答弁であります。

では、当企業団で現在実施しているこの検査体制のように、休日夜間等の営業時間外や緊急時における対応も含めて、これを民間検査機関に業務委託した場合の委託料と現在当企業団が実際実施している検査費用に係る事業費、これを比較した場合どうなのか伺います。

○山中基充議長 高橋事務局次長。

○高橋俊行事務局次長 お答えいたします。

初めに、休日夜間等の営業時間外や緊急時における対応を含めない形で民間検査機関に業務委託した場合の委託料は約4,000万円となります。一方、当企業団の水質検査体制に要する年間コストについては、共同水質検査体制における他事業者からの水質検査手数料を考慮しますと約6,000万円となります。現状のお客さまへのサービスレベルを下げずに、休日夜間等の営業時間外や緊急時における対応も含めて民間検査機関に業務

委託した場合の委託料は約1億4,000万円となり、約8,000万円の追加経費が必要となる試算でございました。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 当企業団の水質検査に要する年間コスト、これは近隣1市3町からの水質検査手数料、これも入るわけですが、それらを含め考慮すると年間約6,000万円。休日夜間等の営業時間外や緊急時における対応も含めて民間検査機関に委託した場合の委託料を試算して約1億4,000万、約8,000万円の追加経費が必要になるとのことです。

現在当企業団で実施している水質検査事業・体制をそのまま民間検査機関に委託した場合には、経費の削減どころか、逆に増えるとのことでもあります。つまり休日夜間等の営業時間外の水質事故等、緊急時における対処力、そして安全対策、これを現状より低下させるような検査体制にした場合には、経費の削減ができるということになるわけがあります。

昨年12月16日に、県企業局大久保浄水場の浄水において、発がん性物質である臭素酸、これが水質基準値を超える濃度で検出されたとの報道がされました。大久保浄水場からの県水は、当企業団の多和目給水区管内に送水されており、当企業団では県企業局からの一報を受け、速やかに該当管内の水質検査を実施した結果、基準値以内であったことから、ホームページに掲載するとともに、該当地区の区長さんにも報告するなどの対応を取ったと伺いました。報告を受けた地域の区長さんからは、当企業団の速やかな対応に感謝の言葉を寄せられたと聞き及んでおります。こうして速やかに対応できたのも、当企業団が独自に水質検査を行っているからであり、複数の水道事業者から委託を受けている民間検査機関では、とても困難であります。

本企業団の経営状況は極めて厳しい状況にありますが、厳しい経営状況にあるからといっても、この水質事故や災害発生時など、いかなる事態においても即座に対処し、管内16万人余の市民に安全・安心な水を安定して供給するためには、現行の水質検査体制は、私は堅持すべきと考えますが、当企業団の最高責任者としての小川企業長の見解を伺います。

○山中基充議長 小川企業長。

○小川尋海企業長 お答えいたします。

水道事業者は、水道法に基づき、常に安全で清浄な水道水を安定的かつ低廉に供給する責務を負っています。当企業団の企業長として一番の責務は、坂戸、鶴ヶ島両市民約

17万人の命や健康を害する水道水を供給してはならないことであると認識しております。

しかし、現状の当企業団の水質検査に関するサービスレベルは、夜間休日対応等々企業団職員が対応しており、ほかの事業者と比較して極めて高く秀でています。しかも、そのコストを市民が払っているというふうに認識しております。

先ほどの質疑でもございましたが、埼玉県との協定を結んで当企業団の検査結果を県に報告などもしておりますが、先ほどのフッ化ナトリウムの議論でもありましたとおり、調査研究をするのは国または県の調査機関がやるべきであるというふうに私は認識しております。

しかしながら、現状坂戸、鶴ヶ島水道企業団は、そういったアカデミックな検査に関しても市民にそのコストを求め、調査をしているというふうな状況であるというふうに認識しております。私は、他の水道事業者と同程度のサービスレベルにすることで、コストを削減したいというふうに考えております。決して坂戸、鶴ヶ島水道企業団のサービスレベルをほかの企業団よりも落とすというつもりはございません。ほかの水道事業者と同程度のサービスレベルにすることでコストを削減したいと考えており、これについては議論を重ねてまいりたいというふうに考えております。

当企業団の経営状況は極めて厳しい状況にありますが、経営の効率化が図れるよう、水質検査体制を含め、総合的に検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 今回の答弁の中で、最高責任者として、企業長として一番守らなければならないという自覚については、17万人の命や健康を守るため、害を有する水道水を供給してはならないことは認識しているという答弁であります。

しかしながら、先ほどから申し上げていますように、この17万人の命を守る、安全な水を供給するために、これは一寸たりとも手を抜いては私はいけないと思います。企業長の責任として、やはり水道事業を通じても市民の命を守る、これは一番の責務だと思います。

ですから、再度伺いますが、そういった責務がある中で、私は今の検査体制でなければ守れない。これを低下させるということは、そういうリスクをこれから管内住民に負わせることになるわけです。事業者としてやっぱり一番問題なのは、責任となるのは、やはりいかに安全な、安心して、口から体内に入る水を供給するかであります。ですから、この責任、そういった責務について、それをほかのレベルと一緒にすることが果た

してよろしいのかどうか、最後にもう一回その点を伺います。

○山中基充議長 小川企業長。

○小川尋海企業長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、現状当企業団の水質検査に関するサービスレベルは、極めて高く秀でていているというふうに認識しております。しかしながら、この極めて高くという点に関して裏を返しますと、やや過剰であるというふうにも認識ができるというふうに考えております。

現状、他の水道事業者が民間に検査を委託することで質の低いサービスレベルかと問われると、私はそうではないというふうに認識しております。坂戸、鶴ヶ島だけが、例えば大学の研究機関に置いてあるような高度な研究設備を有して、何かあったときには県から依頼を受けて、専門的な検査結果を提出するといったことをする必要が果たしてあるのか。しかも、それを坂戸市民、鶴ヶ島市民が、そのコストを負担する必要があるか、これについてはやはり議論が必要だというふうに考えております。

以上です。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 少し私のほうの質問とも食い違うと思いますが、私のほうでは、もともと検査については水道事業者に課せられたものである。水道法によって課せられたものである。これを水質基準51項目を検査するのは、事業者の責任であります。そういった中で、ではどこまでが、それが企業長のおっしゃっているように、サービスが過剰かどうか。でも、これはどんなことをしても、やっぱり先ほど申しましたように、ほかの自治体よりも高度になっているサービスに対しての費用を負担させることというのは、私は、これは安全を守るためには欠かせない経費だと思っています。

だから、ほかのレベルと合わせなければならない。逆に先ほど申したように、ほかの検査機関で、民間で対応できないから、こちらにも要請してくるような、こういう状況がある中で、そういった意味で、このコストのかかる、サービスが過剰だと言っている、その企業長の見解というのは、私はそこはやはり見解の相違だと思っています。

もともとの水道法に基づく水質検査は、やらなければならないのは水道事業者であって、どこまでやるかは、確かにそれは水道事業者の経営状況、経営規模によっても違うのかもしれない。だけれども、共通していることについては、先ほどから言っているように、害のない水を安定して、どんなときでもこれを供給しなければならないということは、取らなければいけないのは水道事業者の責任です。それをただ単にほかのレベルに合わせて、それを費用はやはりその分も下げるべきだということについては、私と

は相違があるところです。

そういった法律の体系、背景からして、こういった今現在があることが、それほど過剰なのか、もう一回そこだけ。ほかのところに合わせなければならない。その辺がもう一度、費用を削ることがそれでいいのかどうか、最後にそれだけ確認させてください。

○山中基充議長 小川企業長。

○小川尋海企業長 お答えいたします。

森田議員さんからの質問にありましたとおり、これについてはやはり議論が分かれるところだというふうに私自身も認識しております。また、繰り返しになりますけれども、埼玉県内でそういった水質検査全項目を検査しているのは、人口140万人のさいたま市と人口17万人の坂戸、鶴ヶ島水道企業団のみとなっております。ほかの事業体におきましては、水質検査に関しては民間委託をしているというふうに理解をしております。

繰り返しになってしまっただけで対応恐縮なのですが、こうした高度な検査に関して、例えば県が要求するような高度な検査に関しまして、水道事業者がその専門機器、そして専門知識を持った職員を雇用し、その結果について報告をする。しかしながら、その検査の費用や負担に関しては、県や国には求めずに、坂戸、鶴ヶ島市民に求めるというのは、やはりいびつな構造だと私は思っております。ですので、この水質検査に関しましては、ぜひ議論を重ねて、今後どのような方向性が市民が望んでいるのかを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 最後に確認させてください。執行部に伺います。

民間検査機関に委託している、この検査項目というのは、51項目なのかどうかなのです。ここで言っている水質基準、水道法に基づく検査項目について、民間検査機関に委託した場合には、これは全部しなくても、一部でもいいのかどうか、その辺確認させてください。

○山中基充議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

○山中基充議長 再開いたします。

高橋事務局次長。

○高橋俊行事務局次長 お答えいたします。

民間検査機関につきましては、51項目全て検査ができるところがほとんどだと認識しております。

以上でございます。

○山中基充議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。



◎議長の挨拶

○山中基充議長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご出席をいただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会が開会され、提出されました議案につきましては慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てを終了することができましたことを心より御礼を申し上げます。

これから坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変忙しい時期を迎えますが、議員各位をはじめご参会の皆様には、健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためご尽力をいただきますことをお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。



◎企業長の挨拶

○山中基充議長 企業長から発言を求められておりますので、これを許します。

小川企業長。

○小川尋海企業長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集いただき、ご提案申し上げました議案につきまして慎重ご審議、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

本日、議員各位から賜りましたご意見、ご提言は、今後の水道事業発展のために役立ててまいりたいと思っておりますので、今後ともご理解、ご協力をお願い申し上げます。

暦の上では立春となりましたが、まだまだ寒い日が続くようでございますので、議員の皆様におかれましては健康に十分ご留意いただき、水道事業並びに地方自治発展のためご支援を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はあ

ありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前 11 時 28 分)

○山中基充議長 これをもちまして、令和 8 年第 1 回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

本日は、大変にご苦労さまでした。